

建築協定だより

創刊号 平成2年12月

編集・発行 京都市建築協定連絡協議会
京都市中京区寺町通御池上る
上本能寺前町488番地
京都市住宅局建築指導部指導課内
☎ 075(222)3620

京都市建築協定連絡協議会 “始動”

9月8日 第1回 総会開催される

市内で建築協定を結んでいる31地区のうち27地区の代表33名と市の建築指導部長や指導課長らが集い、9月8日建築協定連絡協議会が発足し、市社会教育総合センターにおいて第1回総会が開催されました。

総会では、規約や活動方針の審議のほか、各地区の現況などについて活発な意見交換がなされました。

建築協定は、一定地域の住民が全員の合意により建築物に関する基準を定め、お互いに守り合うことを約束する制度です。住民自身の手で住みよいまちづくりを行える代表的な手法のため、全国的に注目されています。また、最近は、あらかじめ建築協定を付けて、土地建物を分譲する「一人協定」も増えてきています。

昨今の建築ブームは、建築協定地区においても例外でなく、建て替えや増築に当たって、様々な問題が起きています。このようななか、京都市建築協定連絡協議会は、地区相互間の情報交換や行政との連携において建築協定の運営を支援できる組織となることが期待されます。

ごあいさつ

京都市長 田邊朋之



建築協定地域の皆様方には、日頃建築協定の運営を始め市政に対して何かと御協力を頂き厚くお礼申し上げます。

現在、京都市では、保全と開発の調和した健康で文化的な活力ある都市づくりを目指し、様々な施策に取り組んでいるところであります。皆様方が締結されている建築協定は、本市が積極的に取り組んでいる重要な施策の一つであり、まさに住民主体のまちづくりとして、地域の特性に合わせた良好な環境づくりができる有効な制度であります。

しかしながら、建築協定の締結までの住民の皆様方の取組、あるいは、同協定が認可された後の運営につきましては、並々ならぬ努力が必要であり、大変な御苦労が伴うものと考えております。

今回、建築協定地域の関係者の皆様方の御努力により、京都市建築協定連絡協議会が発足されましたことは、それぞれの地域のコミュニティの形成をより豊かなものにされるとともに、各建築協定地域の皆様方がお互いに情報を交換しあい、地域の運営をより良好なものとするために、大変意義あるものと思います。また、この協議会を有效地に活用され、後に続こうとする地域の皆様方への良きアドバイザーとなっていただければ、この協議会の意義も更に大きなものになることと思われます。

京都市といたしましても、皆様方と共にその一役を担うために積極的な支援をお約束致しまして、ごあいさつとさせていただきます。



建築協定連絡協議会発足に寄せて 会長 藤田吉三郎



先般、平成元年2月18日、本能寺会館において第1回建築協定懇談会を開催し、引き続き11月25日、市国際交流会館にて第2回懇談会を開催いたしましたところ、いずれも地区毎に事情は異なるにせよ、地域代表の各委員から運営に関し貴重なるご意見が続出いたしました。

特に行政に対し建築基準法の取扱いや建築協定の運営など、ご指導と助言の要望が多数出されました。

いずれにせよ、これらを契機に同連絡協議会を結成すべく、平成2年7月24日職員会館かもがわにおいて、準備委員会を開催し、規約の作成及び活動内容など企画いたしました。

しかるのち9月8日、中京区の市社会教育総合センターにおいて、各地区運営委員ご参加のもと第1回総会を開催いたしました次第でございます。

先ず建築協定制度の有効な活用を図り、更に良好なる住環境を維持するため、各地区的運営委員が相互に連絡調整を行うことを目的とした別紙規約を審議し、次に活動内容として、運営委員相互の情報交換、普及、啓蒙、その他機関紙の発行、研修会等々について審議を行い、全員のご賛同を得てここに市内31地区の住民と市でつくる、京都市建築協定連絡協議会が発足する運びとなりました。

なお、引続いて役員の選出が行なわれ、初代会長には阪急桂南住宅地区委員長の藤田吉三郎、副会長として下鴨第2住宅地区委員長の野々村泰三氏及び西桂坂第1地区委員長の別所貞俊氏が選出されました。

しかし、建築協定はご存知のように、地域に応じた違いもございます。またどのようなまちづくりであっても、基本的には住民の皆さん一人一人が自らのこととしてまちづくりを考え、その知恵を生かし、お互いの連携を深めながら進めていくことが大切ではないでしょうか。

ついでにこのたび、はからずも私が会長に選ばれましたが、何かと行き届きの点が多くあるかと存じます。どうか皆様方のご指導ご支援を切にお願い申し上げます。

ときにはこのたびの同連絡協議会結成にあたり、建築指導部の方々には多大のご協力をいただきました。

この機会に厚く御礼申し上げるとともに、今後尚一層のご指導とご協力をお願い申し上げます。ところで今回は「建築協定だより」の創刊を記念して、経過報告を兼ね私の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

第1回 総会議事報告

京都市建築協定連絡協議会第1回総会

とき 平成2年9月8日(土)
午後2時より

ところ 京都市社会教育総合センター
第2研修室

- 1 開会
- 2 準備委員会報告
- 3 規約(案)の説明、質疑及び承認
- 4 役員選出(会長、副会長、幹事)
- 5 活動方針(案)の承認
- 6 京都市より現況報告
- 7 各地区より現況報告
- 8 閉会

開会挨拶

連絡協議会顧問
建築指導部長

卯田 隆一

住宅局建築指導部長の卯田でございます。

本日は、皆様方におかれましては公私共、大変お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

また、平素は、本市の市政につき、何かとご協力を賜り、この場をお借りし、厚くお礼申し上げますとともに、とりわけ建築協定につきましては住み良い環境づくりに日々大変御苦労いただいている事に關しまして、心から敬意を表します。

御承知のとおり、京都市では、建都1200年を目標に、地下鉄東西線建設を始めとする種々の施策を進めております。住宅局におきましては、醸団地総合再生事業や優良再開発建築物整備促進事業などの実施を通して市街地の環境整備に取り組んでいるところです。また、京都に住み、学び、働き、憩うすべての人が健康で豊かに暮らすことができる新しい都市の姿とこれを実現するための取り組みの方向を明らかにするため、21世紀を展望しての「京都市健康都市構想」の策定作業を開始しております。

私たちは毎日の生活時間のうち少なくとも3分

の1は我が家で過ごすわけですが、それをとりまく環境について、この頃は特に気を配られるようになりました。その環境をより良く維持していくために建築協定制度があるわけでございます。建築協定は、それぞれの地域の特性を十分に配慮した、住民の手によるきめこまかなるまちづくり手法であり、本来の意味でのまちづくりの姿を示すものとして、また、実践的なまちづくりとして高く評価されているところであります。

本市の建築協定区域は、お陰様で31地区を数えるに至っております。現在、相談にのっておりますなかには商店街の活発化のため、建築協定を結びたいとの申し出があり、今後、ますますこの協定が注目されていくところです。

過去2回の懇談会を通して、それぞれの地域で建築協定の運営にたずさわっておられる中で、日々大変御苦労されており、色々なご意見をいただきましたが、當日頃、皆様が抱えている問題点をお話しいただき、新しいまちづくりの方向をお互いに見いだす意味で、本日ここに連絡協議会を発足させていただくわけでございます。

どうか皆様方から「忌憚」のないご意見をお聞かせいただき、本日の会が有意義なものとなることを願ってご挨拶にかえさせていただきます。

連絡協議会規約

(目的)

第1条 京都市建築協定連絡協議会(以下「本会」という)は、京都市長が認可した建築協定(以下「建築協定」という)の運営委員会が相互に連絡を取り合い、情報交換、普及、啓蒙を行うことにより、建築協定制度の有効な活用を図り、良好な環境を維持増進することを目的とする。

(会員)

第2条 会員は、各建築協定の運営委員会とする。

(役員)

第3条 本会には、次の役員を置く。

会長 1名 副会長 2名 幹事 若干名
顧問 1名

(役員の選出)

第4条 役員は、建築協定運営委員会の委員の中から、総会において、互選により選出する。ただし、顧問は京都市住宅局建築指導部長とする。

(役員の任務)

第5条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。
2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その任務を代行する。
3 幹事は、本会の運営に必要な活動を行う。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により補充された役員

の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、その任期満了後も後任者が就任するまではその任務を行う。

(事務局)

第7条 本会の事務局は、京都市住宅局建築指導部指導課に設ける。

(総会)

第8条 総会は、会長が年1回招集する。ただし、会長が必要あると認めた場合は臨時に招集することができる。

2 総会の議長は、会長が務める。

3 総会は、建築協定制度の啓蒙及び建築協定の運営に関する議論を討議検討し、議決することができる。

4 総会は、建築協定運営委員会の委員各3名により構成する。

(総会の議決)

第9条 総会の議決は、構成員の3分の2以上が出席し、出席者の過半数で決する。

(役員会)

第10条 役員会は、必要に応じて会長が招集し、本会の会務を執行する。ただし、軽易な会務は会長が処理し、これを役員会に報告する。

(事業年度)

第11条 本会の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

付則 この規約は、平成2年9月8日から施行する。

活動方針

本会議会の趣旨を実現し、円滑かつ有意義な運営を図るため、次の事業を実施する。

総会

- 年1回実施
- 全協定地区の委員各3名の参加を求め、各地区的状況報告や事業計画等の決定を行う。

役員会

- 年3回程度実施
- 協議会の運営、事業計画、機関紙の内容等について検討する。

機関紙

- 年2回発行
- 建築協定に関する最新情報等を各地区の住民全員に配布する。

講演会

- 総会時などに学識経験者等を講師として招き、建築協定やまちづくりに関する講演をお願いする。

研修会

- 協定違反に対する対応や法的措置など、建築協定の法律的位置付けについて、弁護士による研修会を必要に応じて行う。

見学会

- 他都市の建築協定地区やまちづくり事例を見学する。

下鴨第2住宅地区

野々村泰三

京都市左京区下鴨第2住宅地区的建築協定の締結の経過と現況のあらましを紹介します。

当地区は、大正末期に多くの団体が協力して開発した地域の一部であると聞き及んでおります。個人の持家が多く、縁に恵まれ小鳥も飛び交い、いわば一世代前の京都の閑静な住宅地の趣を今もなお持続している地区であります。

しかし、昭和40年代後半から、高度成長の余波をうけた住宅地区の乱開発等の問題が新聞等で騒かれていた時期に、当地區でも開発当初からの住宅には、補修並びに建替えの必要に迫られる家や、持主の交替を余儀なくされる家が増えてまいりました。この時期に当地区住民の方々から、「住みよいまち並みの維持のために建築協定の締結をしては」との声が出始め、京都市の指導をうけて、当地区にふさわしい協定内容を検討いたしました。

多くの準備委員の方々のご努力、地区住民のご協力のおかげで、建築協定が昭和51年に締結され、平成2年には、建設大臣の表彰を受け、来年は3回目の更新の時期を迎えます。

この間、地区住民の方々のご理解と建設業者のご協力を得て、相当数の家屋が新築されました。極端なトラブルは皆無に等しく、事前の調整により事なきを得ております。これも建築協定の効果かと考えております。

当協定地区としましては、今後も住みよいまち並みの保存と住環境の維持に一層の努力をしたいと考えております。



役員会から

さる、9月8日の総会で次の方々が役員に選出されましたので、報告いたします。

会長 藤田 吉三郎(阪急桂南住宅地区)
副会長 野々村 泰三(下鴨第2住宅地区)
別所 貞俊(西桂坂第1地区)
幹事 佐々木 保憲(岩倉長谷台住宅地区)
田中 実(桃山与五郎町地区)
高木 文夫(桃山南大島地区)
(株)西洋環境開発(桂坂第1~12地区)

役員を代表して2名の方から寄稿いただきましたので、ここに紹介させていただきます。



桂坂第1~12地区

(株)西洋環境開発

桂坂地区では、販売主が当初から建築協定を設定する、いわゆる「一人協定」によって建築物の敷地、位置、用途などに関する基準を定めています。これは、地区全体の景観を崩すこと無く、まちづくりを進める上で大変有効な手段だと考えています。

具体的には、細い街路を挟んだ両側の家々を一つの単位として考えて、単位の集まりである町並みに特徴を与える手法を取っています。

例えば、「伝統的な町並み」は、大きな石積みを施した京都のお屋敷町にふさわしい堂々としたイメージを、「現代的な町並み」は、細かい石を積み重ねたモダンなイメージを作り出しています。また、町並みを形成する単位には、洋風化が進む現代生活の中に違和感なく融合した、和風空間を作り出す「新和風」や、緑道などの周囲の自然環境との一体感ある空間を演出する「環境応答型」といったものを使用しました。

まちかどを曲がると、そこには違った印象の風景が整然と広がる町並みを形成しています。

このように、それぞれの町並みが、特徴をもつて、しかも、統一感のあるものとすることができたのは、建築協定という素晴らしい制度のおかげだと思っております。

How To 建築協定

「建築協定」って何?

都市の環境を一定水準より悪くしないために、建築基準法は、誰もが守るべき最低限のまちづくりのルールを定めています。

しかし、あなたの望む住みよいまちをつくるには、建築基準法のルールに従うだけでは必ずしも十分でない場合があります。

そんなとき「建築協定」がお役に立ちます。

建築協定とは、一定の地域の住民が全員の合意によって、建築基準法や条例よりも厳しい建築物に関する基準を定めて、互いに守り合っていくことを約束する制度です。

(建築協定の効力)

建築協定は、普通の約束や申し合わせとは違い、協定を結んで市長の認可を得ることによって、法的効果が生じます。すなわち、最初の参加者だけ

でなく、その地区内の土地を買うなどして新しく住民となった人たちも拘束を受けることになります。

(一人協定)

建築協定は、複数の土地の所有者等で結ぶ方法が一般的ですが、宅地分譲の場合には「一人協定」という方法が利用されています。

これは、新たに開発された住宅地で、分譲前、土地所有者が一人の段階で建築協定の認可を受け、建築協定付きで宅地や建物を分譲するものです。はじめから望ましいまちづくりを行うことができ、分譲後も良好な環境を維持することができます。

(建築協定の具体例)

建築基準法では、建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備について協定できることされていますが、具体的には次のような取決

めが主なものです。

- * 敷地面積の最小規模（敷地分割の禁止）
- * 境界線から1メートル以上の外壁後退
- * 階数2以下、軒高7メートル以下
- * 専用住宅、兼用住宅以外の用途禁止（共同住宅の建築禁止）

各地区の建築協定書は、京都市で掲載しています。

(建築協定の運営)

建築協定のねらいは、住民が協力しあって、住民自らの手でまちづくりを進めるということです。

土地の所有者等から選ばれた委員会が、確認申請書の事前審査や協定内容の指導を行います。

建築協定連絡協議会や京都市は、建築協定の運営などについてお手伝いをさせていただきますので、ご相談ください。

あなたのまちから

桃山南大島地区

(地区紹介)

京阪桃山南口駅下車、南に徒歩約6分のところに伏見区桃山南大島町があります。山科川と宇治川に挟まれた川沿いの町で、南には公園桃山南公園が、宇治川対岸には向島ニュータウンが控えています。北を見ると桃山御陵の森が広がっています。

伏見区南部の河島一帯には昭和7年まで79haに及ぶ巨椋池があり、南大島町のあたりは、かつて宇治川が巨椋池に流れ込む場所として大小の島々が連なり、景勝地であったといいます。(株)京都経済研究所発行の『伏見くれたけの里』にある「ふたつの伏見城」の章には、「……昭憲皇太后の御陵のあるあたりが(伏見城の)名護屋丸で……その南に山里丸があり、ここに茶亭学問所を設けて、盛んに茶会を催し、秀吉のもともと好む場所とした。……山里丸のすぐ南(桃山南口駅北東の山際付近)は、宇治川の川幅がもともと広く、大小の島々がつななるところで、まことに結構な眺望が楽しめるが、秀吉はここに改めて「御舟入」を作った。秀吉は、よく京都から公卿や高僧を招いて、舟遊びや観月の宴をこの川で催したが、そのたびに、この御舟入から屋形のついた御座船が出入りしたことであろう」とあり、今風にいえば都市近郊リゾート地といったおもむきだったのでしょう。

桃山南大島地区は、昭和35年頃より山仲工業所(株)という地元の業者が開発したニュータウンで、昭和54年7月に市内5番目の建築協定地区として市の認可を受けました。桃山南大島町の大部分と桃山町養育の一部を協定区域とし、区域面積は約5.8haあります。これは市内の建築協定の中で3番目の広さであり、一人協定等の開発者による協定を除けば最も広い面積です。

南大島地区を訪れるとき、地区の一角からカラオケの曲が聞えてきました。そこには『南大島町会館』とならんで老人クラブハウスの表札が掛っていて、老人クラブの活動であることが分りました。老人クラブの活動は、カラオケにとどまらず、団

基・将棋・謡曲・詩吟・水墨画・俳句・ダンスと広範囲にわたっています。又、自治会活動も子供まつりをはじめとして活発に行われています。今年から盆踊りも始めたそうです。地区内には公園がないことから会館前の広場を会場とし、やぐらの代りとして宇治川の河川敷にステージを組んだそうですが、手作りのぬくもりが伝わってくるようなまつりです。

開発から30年がたち、近年子供の数が減っているそうです。戸数280戸、人口950人の中で、20才未満の割合が24%、10才未満が7%、60才以上が34%と高齢化が目立ち、成熟したニュータウンの抱える問題が現れてきていますが、古希を町内ぐるみで祝うなど、スクラムを組んでこの問題に取り組んでいます。そして、みなさん元気です。69才になられた自治会長であり建築協定運営委員長の高木さんは、「自治会長は会社をリタイヤしていないとやれません。又、役員が1年で替わるようでは建築協定を始め新しい事業企画にのり出すこともできません。わたしらが頑張ってこそまちづくりができるのです」と胸を張っておっしゃっていました。元気な高木さんは健康法を尋ねますと、「歩くこと、私は毎日桃山御陵界隈を12km歩いています」という答えが返ってきました。

南大島地区の建築協定づくりは昭和48年頃より始まり、共同住宅や高い建物、公害の出る事業、ミニ開発等による環境悪化を防止しようと、昭和52年から協定締結の準備がすすめられました。高木さんは、「協定締結は、現自治連合会会長の上野さんが苦労して推進して来られたのですが」と断りながらも、「はじめは反対が多かったです。協定ができると土地が自由に売れなくなるとか、地価が下がるといったことが反対の理由です。又、登記簿謄本や実印がいることにも不満が多かったようです」と当時を振り返ります。そして昭和54年7月に市の認可。協定づくりが始まってから6年目、締結準備にかかるからでも2年を要し、全員の合意を得るまでの苦労をうかがい知ること



ができます。その努力の結果、この地域では今日でも一戸建て住宅地としての落ち着いた環境が守られています。高木さんは次のようにおっしゃいます。「協定があるおかげで、地価が高騰しても土地が細分割されていないし、高い建物も建っていません。地価をみても住宅地としての評価は高いです。私は、日本で住宅地の環境を守るにはこれ(建築協定)しかないと思っています」と。

一戸建専用住宅又は一戸建住宅で事務所等の用途を兼ねるものであること、軒高は地盤面より7.5mまでとすること、できるだけ空地をもうけること。これが桃山南大島地区建築協定に盛り込まれた建築制限です。これからの課題について、高木さんは、「外国に行くと電柱やアンテナが少ないのに驚きます。日本ではそれらが林立しているのが残念ですが、そういったことへの対策は開発時点でやっておかないと、後追いで対処がむずかしいです。建築協定も同じで、ことがおこる前に作っておかないとい、とりかえしがつかなくなります。しかし、全員合意ということが重荷になっています。隣の町で建築協定づくりの気運が盛り上がったことがあります。しかし、全員の賛成や実印がいると聞くだけで、『そら無理や』と尻込みしてしまいました。このあたりがなんとかできれば、協定地区が増え、住宅地の環境も守られるのでしょうか…。最近、業者から土地の分割の相談を受けましたが、土地の細分化はもっとも町つぶしにつながると思います。又、地区内の路上駐車が増えてきました。これらについて、細則を見直すなかで検討していきたいと思っています」と熱心に語っておられました。

事務局から

● 資料の案内

事務局では、建築協定運営のお手伝いや、これから建築協定を締結しようと考えられている地域の方々のために、次のような資料を揃えております。

- ◎ 建築協定運営の手びき
(みんなで住みよいまちづくり)
- ◎ きょうとまちづくりガイド
- ◎ 建築の手引き
(たのしいわが家づくりのために)
- ◎ 建築協定で住みよいまちづくり
- ◎ 建築協定のすすめ方
- ◎ 京都市建築協定区域一覧

● 平成2年度の認可状況

2件 桂坂第11地区、桂坂第12地区
平成2年8月22日認可

● 地区の全体概要

合計 31地区
合計面積 約 950,000m²
合計戸数 約 3,700戸

● 建設省まちづくり功労者表彰

嵐山保勝会 (昭和59年)
ユーコート管理組合 (昭和62年)
阪急桂南住宅地区 (昭和62年)
長谷住宅地区 (昭和63年)
下鴨第1住宅地区 (平成1年)
下鴨第2住宅地区 (平成2年)

● 協定説明会の最近の傾向

住宅地以外にも、大店法緩和による大型店舗進出の対策や、商店街の活気あるまちづくりのためには建築協定を活用したいといった要望から説明会の要請がけられています。京都市としましても、これらの事例を是非実現させたく、積極的に支援する体制で臨んでいます。

編集後記

- ▶やっと創刊号ができました。“ジングルベル”的歌声に何とか間に合うように、編集者一同頑張ったのですが、力及ばず申し訳ありません。
- ▶各地区の委員の方々には、記事の作成に御協力いただき、心よりお礼申しあげます。
- ▶事務局では、皆さんからの御意見、御感想、協定に関する御質問等をお待ちしております。
- ▶暖冬と言っていた今年も、ようやく冬らしくなってきました。新しい年に向って役員、事務局共々はりきっております。
- ▶最後になりましたが、どうぞ良いお年をお迎え下さい。、



京都市における建築協定の現況

(平成2年12月現在)



(左京区北大路高野住宅地区)



(西京区西竹の里タウンハウス地区)



(中京区鶴屋町通篠屋町地区)

	地 区 名	認 可 年 月 日	期 間	面 積	区 画	委 員 長	
1	左京区岩倉村松町・長谷町地区	1.4.27	10年※	24,020m ²	80	福山建設(株)	
2	〃 岩倉長谷台住宅地区	63.11.11	10年	15,780m ²	73	佐々木保憲	
3	〃 長谷住宅地区	51.2.19 54.3.16更新	61.9.5更新	10年	24,038m ²	119	横山桂
4	〃 北大路高野住宅地区	55.2.20	(1人協定)	10年※	19,923m ²	120	田中穰二
5	〃 下鴨第1住宅地区	48.12.25 53.12.25更新	59.4.5更新 1.6.27 〃	5年	22,145m ²	94	塚本幸一
6	〃 下鴨第2住宅地区	52.1.20 57.1.20更新	62.1.20更新	5年	23,262m ²	112	野々村泰三
7	中京区麁屋町通笛屋町地区	1.8.15		5年	5,047m ²	43	南部孝男
8	西京区阪急桂南住宅地区	50.2.15 60.3.5更新		10年	54,968m ²	299	藤田吉三郎
9	〃 洛西境谷公園住宅地区	59.1.9	(1人協定)	10年※	17,807m ²	93	岡島良和
10	〃 西竹の里タウンハウス地区	57.2.19	(1人協定)	10年※	21,030m ²	113	大前真
11	〃 桂坂第1地区	60.10.11	(1人協定)	10年※	54,000m ²	124	(株)西洋環境開発
12	〃 桂坂第2地区	61.10.9		10年※	91,000m ²	203	〃
13	〃 桂坂第3地区	62.7.7	(1人協定)	10年※	20,000m ²	42	〃
14	〃 桂坂第4地区	62.7.7	(1人協定)	10年※	36,000m ²	150	〃
15	〃 桂坂第5地区	62.12.1	(1人協定)	10年※	18,143m ²	58	〃
16	〃 桂坂第6地区	62.12.1	(1人協定)	10年※	16,201m ²	58	〃
17	〃 桂坂第7地区	63.6.1	(1人協定)	10年※	39,798m ²	122	〃
18	〃 桂坂第8地区	1.5.26	(1人協定)	10年※	42,889m ²	118	〃
19	〃 桂坂第9地区	1.5.26	(1人協定)	10年※	29,124m ²	99	〃
20	〃 桂坂第10地区	2.2.15	(1人協定)	10年※	20,417m ²	24	〃
21	〃 桂坂第11地区	2.8.22	(1人協定)	10年※	20,359m ²	26	〃
22	〃 桂坂第12地区	2.8.22	(1人協定)	10年※	41,784m ²	124	〃
23	〃 西桂坂第1地区	62.6.5	(1人協定)	10年※	29,372m ²	165	別所貞俊
24	〃 西桂坂第2地区	63.9.3		10年※	33,904m ²	141	森田博
25	伏見区醍醐柿原住宅地区	57.7.20	(1人協定)	10年※	59,533m ²	207	村田實
26	〃 醍醐烏橋住宅地区	1.11.20	(1人協定)	10年※	4,011m ²	27	水口知雄
27	〃 桃山与五郎町地区	58.3.10		10年※	52,681m ²	293	田中実
28	〃 桃山南大島地区	54.7.12 59.9.10更新		10年	57,698m ²	270	高木文夫
29	〃 向島リバーサイド津田地区	61.4.9	(1人協定)	10年※	15,633m ²	96	小松幸八
30	〃 久我御旅町南部住宅地区	60.6.4		10年※	17,177m ²	73	福井啓夫
31	〃 久我の杜住宅地区	63.11.24 1.11.1変更		10年※	19,327m ²	130	谷本積代

※ 自動更新